

医療従事者の賃金改善について

当院は外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- ・ **算定対象**：初診時・再診時
- ・ **対象職員**：医師を除く当院に勤務する全職員（看護師・医療事務・検査技師・リハビリ職員・薬剤師・事務職員 等）

※令和 8 年改定により 40 歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 8 年 6 月 1 日 医療法人社団憲仁会 中井記念病院

理事長 中井謙之